

平成 25 年 6 月 20 日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
(コード番号 3770 東証第一部)
本社所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目 12 番 19 号
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 川 嶋 真 理
問 合 せ 先 取締役管理グループ ゼネラルマネジャー 小 林 真 人
T E L 0 3 - 6 4 3 4 - 1 0 3 6 (代 表)
U R L <http://www.zappallas.com/>

**株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、
並びに配当予想の修正に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 6 月 20 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことを決定し、併せて平成 25 年 7 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を 1 株につき 100 株の割合で分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するものであります。また、これにあわせて、定款の一部を変更いたします。

なお、当該株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 10 月 31 日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済み株式総数(注)	135,310 株
今回の分割による増加する株式数(見込み)	13,395,690 株
株式分割後の発行済株式総数(見込み)	13,531,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	50,000,000 株

(注)平成 25 年 4 月 30 日時点から変更が無いものと仮定した株式数であります。新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 10 月 15 日(火曜日)
基準日	平成 25 年 10 月 31 日(木曜日)
効力発生日	平成 25 年 11 月 1 日(金曜日)

(4) 新株予約権の調整

株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式数についても同様に調整され、新株予約権の1株当たりの行使価額を平成 25 年 11 月 1 日の効力発生日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	20,000 円	200 円

(5) 資本金額の変動

今回の株式分割に伴う当社資本金の額の変動はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成 25 年 11 月 1 日(金曜日)
-------	-----------------------

(参考)平成 25 年 10 月 29 日(火曜日)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上述の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議、平成 25 年 7 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会の決議により、平成 25 年 11 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、変更案第 7 条を新設いたします。また、単元未満株式についての権利を明確にするため、変更案第 8 条(単元未満株式に関する権利)を新設するとともに、これに応じた条数の繰り下げを行います。
- ③ 一部字句を修正いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000</u> 株とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000</u> 株とする。
[新設]	<u>第7条(単元株式数)</u> 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
[新設]	<u>第8条(単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第7条～第8条 [省略]	第9条～第10条 [現行通り]
第9条(株式取得規程) [条文省略]	第11条(株式取扱規程) [現行通り]
第10条～第45条 [条文省略]	第12条～第47条 [現行通り]
[新設]	<u>附則</u> <u>第1条(経過措置)</u> 第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年11月1日とする。 2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

(注)変更案記載の第6条の変更及び第7条の新設については、会社法第184条第2項及び第191条に基づき、平成25年6月20日開催の取締役会において決議しております。なお、変更案第8条及び附則の新設につきましては、平成25年7月26日開催予定の第14回定時株主総会に定款変更議案として付議し、承認可決されることを条件といたします。

(3) 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会	平成25年7月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成25年11月1日(金曜日)

5. 配当予想の修正

平成25年6月13日に公表しております配当予想につきましては、現在のところ配当総額に変更はありませんが、当該株式分割(当社普通株式1株を100株に分割)の実施に伴い、1株当たり期末配当予想2,200円を100分の1の22円といたします。

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想	円 銭 0.00	円 銭 2,200.00	円 銭 2,200.00
今回修正予想	0.00	22.00	22.00
前期実績 (平成 25 年4月期)	0.00	4,200.00	4,200.00

以 上